

平成21年7月17日

総務省情報通信国際戦略局
情報通信政策課
通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会
ご担当者様

〒107-0052
東京都港区赤坂5-3-6
株式会社 BS-TBS
代表取締役社長 平本 和生

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申（案）」に対する意見をご提出いたします。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申(案)」に関する意見

平成21年7月17日
株式会社 BS-TBS

【意見内容】

項目	意見
3. 伝送サービス規律 (3) 放送・有線放送の 安全・信頼性の確保	現在も、放送事業者は大きな放送事故が発生した場合には、行政当局に報告を行っています。答申案にあります、事故の報告義務の検討に際しては、放送事業者に過度の負担を課することがないように希望します。
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ② 業務開始の手続き 等	今回の答申案の趣旨が規制の緩和と制度の集約化であるように、BSデジタル放送の委託放送業務の更新に関しては現行の手続きを存続することとし、制度の在り方や審査内容が、規制強化とならないよう望みます。
4. コンテンツ規律 (3) 具体的規律 ③ 番組規律	番組種別の公表などを行うことは、制度によって義務付けられるものではなく、放送事業者の自主性に委ねるものと考えます。コンテンツ規律に関しても、規制緩和を趣旨とする新たな法体系下で、規制強化とならないよう望みます。